

## パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

#### (1) 企業間の連携

- ・ オープンイノベーションの推進:取引先企業との共同開発プロジェクトを年間1件以上実施し、新たなビジネスの機会を創出します。
- ・ 取引先の競争力向上支援:技術研修や情報共有会を年1回以上開催し、相互のノウハウを活用します。

#### (2) IT 実装支援

- ・ デジタル化の推進:クラウドシステムの導入、取引先とのデータ共有・業務継続性を確保し、「データ便」など従来の方法を廃止し、セキュリティ強化と業務効率化を実現します。
- ・ テレワーク・DXの推進:取引先のテレワーク導入支援として、業務プロセスの見直しやデジタルツールの導入相談を実施します。

#### (3) 健康経営に関する取組

- ・ 従業員の十分な休息を確保し、健康維持と生産性向上を図るため、夜間作業を行った翌日は原則として休日とします。
- ・ 夜間作業が特定の従業員に偏らないよう、適切なシフト管理を行い、交代勤務制度を導入することで、長時間労働や過度な負担を防ぎます。
- ・ 従業員が健康で働きやすい環境を整え、取引先との長期的な信頼関係の構築にも努めてまいります。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

#### ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他(任意記載)

- 機械導入による生産力向上と内製化を推進することで、外注していた業務を迅速かつ高品質な製品提供を可能とし、新たな顧客ニーズに対応できる体制を整えます。

2025年3月18日

株式会社 マツリョウ

代表取締役 松田 利展